

よくある質問Q & A

Q. 今度、私の工場でコンプレッサーを設置しますが、何か届出が必要ですか。

A. 原動機の定格出力が 7.5kw 以上のコンプレッサー（空気圧縮機）は特定施設とされますので、騒音規制法及び振動規制法による届出が必要となります。

Q. 工場を建設する予定ですが、騒音・振動の規制値を教えてください。

A. 騒音規制法、振動規制法に係る特定施設を設置する場合は、その区域の区分ごとの騒音・振動の規制値を遵守しなければなりません。規制図については環境政策課において閲覧できます。ホームページにも載せています。